

人道的介入の変遷と国際政治への影響に関する一考察

A Study on Humanitarian Intervention in World Politics: An Overview of the Changing Ground Rules for the International Use of Force

佐藤 まさ子 *Sato Masako*
(音楽学部教養部会)

《はじめに》

国際連合が「国際的関心事項」という特別な項目を設けて、人権侵害を国際平和の問題としたのは 1960 年代であった。爾来、人権擁護は国際社会の普遍的な共通規範と認識されている。冷戦終結後は、国連安全保障理事会が、武力紛争地域へ人道支援活動の一環として、国際連合憲章第 7 章に基づく軍事的強制措置を発動し、紛争被災者救済を目的とする人道的介入を展開してきた。

人道的介入は「…人権や国際人道法上の重大な侵害を阻止、または止めさせる目的の…国家による当該国への軍事力を含む強圧的な行動」⁽¹⁾と一般に定義されている。しかし、人道的介入ということ自体、国家主権の原理や武力行使回避を原則として漸進的に発展してきた人道支援の歴史に物議を醸すことになった。前者は世界平和の要諦として国際政治システムに投錨されてきた原理であり、後者は、非暴力的手段による戦争被災の緩和を至高目的としてきた。しかし、武力行使によって国際社会の平和と紛争被災者救済を効率よく達成できるというならば、人道支援活動の存在意義が相対的に減ぜられることになり、また、そこには、人道的介入を便法にして、人道支援活動の理念を貶下させるような危険性が伏在しているからである。

マイケル・ウォルツァーは、人道的介入は、国家の政治的、倫理的問題であり⁽²⁾、人権を最重視する現代にあつて、国際社会は、人道的介入を例外的な他国への介入形態として容認⁽³⁾していると、かの有名な『正戦論』で言明している。この「例外的」という言葉が“物議”の本質を象徴している。また、その語には、機微に満ちた国際政治舞台における人道的介入の可能性と限界が凝縮されている。上述の“物議”は、国際関係論にのせるならば、或る国家の政治的社会で不正義が生じているとき、外在的権威はいかにすべきか、という発問となって提起される。そして、それは、介入の権利と義務の論拠、及び不干渉の原則⁽⁴⁾と武力行使に関する国連憲章規定⁽⁵⁾との整合性に関する論争として集約されよう。拙稿では、人道的介入の是非に関する論結への途を模索してみた。

《グローバリゼーションと人道的介入》

多彩なグローバリゼーションの議論に通有する要素は、「遠隔地を結びつける国際社会の関係の強化」⁽⁶⁾である。この帰納的な概念化に対して、ロズナウは、「大陸を超えて情報、思念、画像、貨幣の敏速な流れを可能にしたマイクロエレクトロニクス革命、エリート、観光客、移民などの国境を超えた全体的な人の流れを急速化させた輸送革命、権威、影響力、権力が伝統的な境界を超えた組織革命、国家間での物品、サービス、資本、所有権の流れの方向を変えるような経済革命」を起こし、これらの革命が「境界線の浸食、地域的な統合、ネットワークの急激な増大、領域に制約される事象の漸減、社会運動との合体、国家の弱体化、主権の制限、権威の分散、要求する民衆の拡大」という現象を深化させている⁽⁷⁾、とその実相を詳述している。グローバリゼーションが、各革命の相互作用を強化しながら社会開発や地政学的な変革を着々とすすめる過程で、国際政治の国家システムに影響が及んだのも蓋然であろう。

ウェストファリア条約 (1648) の締結時、国際社会には決定的な最高支配権力が存在しないという与件の下に、疑似認識論的に国家の本質を抽象して「国際社会」が概念化された。国際社会の主体アクターは国家であり、各アクターには政治的平等－国家自身以外の至高、且つ絶対的な権威や権限が存在しない－を均霑するという理念が確立されたのである。これが国家主権の原理であり、それは2つの原則のもとに規範化された。領域内の国家主権に関する原則として、国家の中核となる権威が一つであること、領域外に対する国家主権に関しては、領域外のすべての権威からの独立と不介入の権利を有するという原則である。前者の属性は、領域、および領域内住民の統治であり、後者は、国際社会の“国家”としての認知を前提とした属性である⁽⁸⁾。この国家主権の概念から派生する領域、アイデンティティ、帰属という概念がグローバル化によって侵食され、国家主権の内生的要素が社会政治的 socio-political に拡散し、国際社会の秩序の空洞化が顕在となるに及んで、“グローバル化した国際体制”下での普遍的な規範の確立の要請が大きくなっていった。つまり、国家主権や自治権が、いわゆる“グローバル化した国際体制”への歩み寄りを求められ、国際社会システムの再構築が時策となっていったのである。

“グローバル化した国際体制”へ舵を進める契機となったのは、東欧圏の崩壊であった。ベルリンの壁の瓦解に呼応して、主たる覇権国家が、世界平和を指向して“対立”から“協調”へ外交政策の転換を図り始めたのである。ここに、グローバル・セキュリティやグローバル・ケアの概念が萌芽するのだが、それは、西欧の政治／社会文化的イデオロギーによって、そして、新たな紛争形態の脅威に触発されて推し進められていった。

グローバル・セキュリティやグローバル・ケア概念の核心となるのが“人道性”の理念で、この理念のもとに、貧困の撲滅とともに民主主義の拡大と社会正義の定着という国際社会の目標が掲げられた⁽⁹⁾のである。これを受けて、国際社会は、グローバル・セキュリティやグローバル・ケアの実践にはいるわけだが、それを積極的に進める意思表示となっ

たのが、コソボへの北大西洋条約機構（NATO）加盟国の人道的介入であった。

1998年9月、国連安全保障理事会は、ユーゴスラヴィア連邦セルビア警察隊のコソボ住民に対する武力行使と、コソボ解放軍のテロリズム活動を非難する決議⁽¹⁰⁾を採択した。その後、ラチャック村でおきた虐殺事件（1999.1）を契機として、NATOは、国連安全保障理事会の容認を得ずして、ユーゴスラヴィア連邦の空爆を強行した（1999.3）。同日開催された安全保障理事会特別会合⁽¹¹⁾にて、アメリカやイギリスを筆頭とする NATO 加盟国は、人道支援目的の軍事的介入であると、その正当性を主張したが、ロシアと中国は真向からそれを非難し、コソボへの人道的介入をめぐる論議が国際社会の耳目を集めることになったのである。この議論は、人道上の危局を認めるとき、安全保障理事会の決議を経ずして人道的介入に踏み切ることの認否、換言するならば、国家のモラル的権利に関するものである。そして、それは、グローバル・セキュリティやグローバル・ケアシステムを確立するための、ひいては、民主主義と社会正義の定着した“グローバル化した国際体制”の布石として肝要な論議であった。

グローバリゼーションとは国境を越えたスケールで展開している社会的、経済的、政治的大変動の現象である。それは、政治権力や政治的活動が国境を越えて拡大され、政策アジェンダの基軸となる国民国家主権と競合するような公的アクター、或いはインフォーマル・アクターの錯綜するネットワークの形成を進めていった。特に強まりゆく国境線の透過性や国家主権の蚕食は、紛争の勃発やその戦法にも深い影響を与えることになった。カルドーが、伝統的な国家主権の枠組みでは制御不能な、細分化し、分散化した軍事組織の特質を詳述して、「新しい戦争」の概念を提起⁽¹²⁾して久しい。カルドーの「新しい戦争」概念を祖述したトマス・ワイスは、以下のように「新しい戦争」の特徴⁽¹³⁾を述べている。

- 1 権威機関の分散する地域での紛争であり、国境線が意味をなさないこと
- 2 主体となるアクターが、多様で分権化した非国家アクターであること
- 3 紛争の資金が、収奪、違法行為や援助の形態をとっていること
- 4 主たる犠牲が戦闘員より民間人であること

これら4つの特徴は1990年代以降に人道的危機と容認されたすべての紛争にあてはまるものである。そして、国際政治の主要アクターによる1990年代以降の人道的介入の大半は、「新しい戦争」への介入であった。国際社会は、このようなトランスナショナルな脅威を効果的に排除すべく、国境や国家主権に捉われない国際的な共同が不可欠だという認識を強め、グローバル・セキュリティやグローバル・ケアの当為性を認めていったのである。

このようにグローバリゼーションが、権力関係を変移させて、社会や国家の伝統的な概念を破綻させゆく過程で、国際政治パラダイムはポストウェストファリア体制へと移行していったのである。即ち、国家中心主義政治から地球規模でのグローバルな政治への移行である。ポストウェストファリア体制形成の必然として、そこでは、グローバル・セキュ

リティやグローバル・ケアの実効性を高め、脅威を効果的に処する必要から、行政の重要性が強調されている。即ち、国境を越えた政治組織や政治権力の出現である。かかる多国間共同への参画は、ウェストファリア体制に比して国家の自治権の譲歩を余儀なくされる蓋然性を持っているが、その寛容な容認を前提として、人道的事象に対する軍事的介入の道が拓かれていったのである。

当初は欧米諸国が海外での自国民救済のために行った人道的介入であったが、グローバルイゼーションが、他国民の非人道的な状況の救済を大儀として、国際関係の基層をなす概念に一石を投じ、人道的介入の容認へと国際世論を導いたのである。

《人道的介入の法的根拠》

道義心（正義や倫理の内在的な原理）から独立して、理性のみで自然法を確立しえないし、人間の内奥にある自然な必要性に基づかなければ、自然権も妄想にすぎなくなる⁽¹⁴⁾、というルソーの言説を援引するのは粗放で浅見にすぎようが、法理の背後に道義的原理が措定されているならば、人道的介入の法的な起源は 16C の自然法論争まで遡ることができる。フランシスコ・スアレスは、介入の正当性は「無辜の人々の虐殺やそれに類する悪行が生じている以外では」容認されるべきではない⁽¹⁵⁾と論結している。また、はじめて正戦論を体系化したフーゴ・グロティウスは、自然権は普遍であり、隣人への共感や思いやりは自然法に内在する価値故に、介入や制裁は、共通する人間性の利に適うならば正当化される、と論じている。ここで、彼が、支配者（覇権者）の主権を専一で無条件な権利と考定していなかった⁽¹⁶⁾点に注視しておきたい。スアレスやグロティウスの意図は 18C 後半、個人を宗教的告発から守るための国家介入の権利に言及したヨハン・ヤコブ・モーザーに継承⁽¹⁷⁾された。19C の国際法学者たちも、齊一に人道性を介入の権利の論拠としている⁽¹⁸⁾。即ち、西欧文化圏では、「人道上」の 3 文字が、他国への介入の必要十分条件と理解されてきたのである。換言するならば、この言葉を冠することで、軍事的活動が介入国の国益という政治的意趣ではなく、被介入国の国民保護—人道性が直接的な意図であることを明確化できるわけである。人道的介入の支持はこの一点に収斂されるのだが、大義名分を一にしながらも、人道的介入の内実はシンプルではない。国際社会は、「国際人道支援の補完機能を担う多国籍軍が、国連安全保障理事会の決議を経て、非人道状況の地域へ介入すること」と人道的介入を膾炙している。しかし、フィネモアが、介入の真意の一つは政治的権威構造の変革にある⁽¹⁹⁾、と論じているように、一般的に人道的介入の活動は、紛争現場における紛争被災者の救済に限定せられず、武力紛争地域の政治的解決をもその機能として併せ持っている。紛争当事者の支援に対する政治的干渉や彼らとの交渉は必定である。また、民族浄化や強制移住という直接的暴力の阻止に留まらず、生産活動の停滞や食糧不足による飢餓等の間接的被害も甚大であり、生活世界の安全への支援を要すると評定されたからである。約言するならば、人道的介入の発意は人道性にあるが、その

体现は非人道的政治体制下の人々の福利・安寧の回復である。つまり、人道的介入の基点に政治性が内在していることを否めないのである。

国際政治の歴史は、軍事力を含めて他国へ影響力を及ぼす事象の歴史とって過言ではない。しかし、発意が人道にあらうとも、不介入の原則に抵触しないレベルで他国へ影響力を及ぼすこと、と武力紛争地域の政治的解決を意図する人道的介入を法規上、同一に勘案するのは擬制的であろう。対外的権威による事実上の内政干渉を容認することは、国際法の枠組みを超えることに相違はないからである。故に、国際政治舞台上で紛糾する課題となるのである。そして、人道的介入は、17C 以来堅持してきたウェストファリア国家間システムを揺動させることになったのである。

「現憲章に記載される事項は、いかなる国家に対しても本質的に当該国の司法権内の事象に関して国際連合が介入する権限を付すものではない」⁽²⁰⁾という国際連合憲章の条文は、国際連合が加盟国の主権を神聖視し、その主権と自治の不可侵性を緊要な価値として尊重することを明文化したものである。しかしながら、「現行の憲章は、武力攻撃が起こった場合、個人や集団的自衛という本質的な権利を損なうものではなく」、⁽²¹⁾国際連合傘下にある国際コミュニティは「国際社会の・・全てに対して人道的特質を有する問題解決のために、人権や自由の尊重を推進するために共同」する⁽²²⁾との規定もある。つまり、国際連合憲章は、“人道的な”武力行使（国家の合法的な軍事力行使）を容認しているのである。ただし、平和と安定を保持する目的のいかなる行為も安全保障理事会の決議⁽²³⁾を経なければ、人道的介入といえども、国家主権の原則や国際法に準拠せぬ非正当的な行為⁽²⁴⁾と看做されるのである。かかる人道目的の介入に関する国際連合の法的枠組みが、成文化された国際法に則っているか、否かは見解の分かれるところである。柔軟な解釈派は、平和と安定に資する重要性を鑑みるならば、国際連合憲章と人権の果たす機能的意義に差はなく⁽²⁵⁾、加えて、国際法の法的規範であるジェノサイド条約は、ジェノサイドに及ぶ人権侵害を阻止するために軍事力を含むあらゆる手段を容認していることを引証として、人道目的の介入に関する国際連合の法的システムの自足性を肯定している。

また、人道的介入は政治的慣習となった後、1990年代に国際関係論に登場した概念であるが、人道的介入が国際法上の慣習であることも武力行使⁽²⁶⁾の例外的権利と主張される根拠となっている。法的論拠は、一定数の国家が、成文法に基づき合法的に正当化される行動と確信してそれを実践するならば、いわゆる“法的確信”に依拠して、成文法と同等の資格を持つ慣習を作り出すことができるのである。人道目的の介入は、ギリシア独立戦争時の英・仏・露のギリシア介入（1827）、キューバへのアメリカ介入（1898）をはじめとして多数の事例があり、国連憲章に先行する慣習という理解も妥当である。1990年代前後の人道的介入は、この“法的確信”に同調した介入のように観取される。

《新世界秩序》

東欧の自壊以降、人道性を以って正当化された介入が激増するが、その端緒となったのが「・・テロの脅威から解放され、正義の追及を一層強固にし、平和の要求を更に確実なものとする。東西の、南北の、世界の国家が、調和して繁栄し、生きていく時代・・国家が自由のためにともに背負う責任を認める世界・・弱者の権利を強く尊重する世界」⁽²⁷⁾の創造を訴えたブッシュ大統領の議会に先立つ「新世界秩序」演説であった。その第一階梯が第一次湾岸戦争である。「イラクからのクウェート解放」を標榜して行われた「砂漠の砂作戦」は、安全保障理事会の決議後、34カ国からなる多国籍軍を組織して遂行された。当決議は、“グローバル化した国際体制”下における国際政治の指向を示威的に表明する意味深いものである。この第一次湾岸戦争は、敵対的イデオロギーの拡大を封じ込める目的ではなく、国連憲章第7章に準拠した自衛の集団行動だったという点で、第二次大戦後の覇権国家の外交政策の変換点となったからである。しかし、そこには、既述したようにグローバリゼーションの加勢があったことを想起しておきたい。

第一次湾岸戦争に続き、イラク北部クルド人の人道的危機を救済するため、安全保障理事会はアメリカ主導の多国籍軍の介入を容認⁽²⁸⁾した。この介入は、人道危機と国際社会の平和と安全に対する脅威とを関連付けた最初の事例であり、当決議は、国際コミュニティや国際連合体制が国際社会の平和と安全を優先課題として付置し、基本的人権の擁護に積極的な関与をしていく姿勢を明確にしたものであった。こうして、安全保障理事会は、地域平和と安全は国際連合に付託されているという理解を大義名分化して、国際連合憲章という“国際法”に基づいて多国籍軍の介入を正当化していったのである。まさにブッシュ大統領の唱道した「新世界秩序」の確立に向けて国際コミュニティが動き出したわけである。

ブッシュ大統領の「新世界秩序」への第二段階を担ったのはブトロス・ガリ国際連合事務総長であった。彼は、人道目的や個人の人道的正義のための介入に対する国際連合の対応は、硬直にすぎるという定見をもっていた。そこで、内戦、人道的な災厄や崩壊国家の存在を国際コミュニティの脅威と捉え、「平和へのアジェンダ」を提示した。彼は、国際連合の平和維持活動⁽²⁹⁾について「・・介入は当該関係者の合意を得て」おり、それは、「国際社会における主権や領土保全に対する些細な脅威・・」だ⁽³⁰⁾と述べ、また、ブトロス・ガリは、革新的なコミュニケーション技術や席捲するグローバリゼーションが国境を侵食し、紛争の本質が変容していることにも言及し⁽³¹⁾、「平和強制」という概念を提起した。人道的介入という策案の明確な言及は提言書にみられない⁽³²⁾が、「平和強制」や「平和維持」の概念が人道的介入という強制的な手段を暗示していることを読み取ることは出来る。「・・絶対にして唯一の主権の時代は過ぎ去った。その理論は全く現実に即していない。今日、このことを理解し、(国家主権と)国内の善政の必要性や一段と相互依存を強めゆく世界の要請との間の均衡点を見出すのは、国家指導者の仕事」であり⁽³³⁾、「加盟

国が・・・緊急事態の犠牲者に対する庇護の責任を果たすことについては、国家主権は尊重されているものと考えられる」⁽³⁴⁾と説明しているからである。

ブトロス・ガリは、初めて、唯一絶対的な主権という国際関係の基層原理に対して、渦動を巻き起こす解釈を国際社会に発信したのである。彼は、国内主権と国民の福利に対する国家責任とを関連付け、その上で、連合憲章は基本的人権の護持を国家に託しているとして、人道的介入の正当性を担保しようとしたのである。国際社会の平和と秩序維持の盾として用いられてきた国家主権の原則を緩和するような理解が、国益に連係すると看取した西欧先進諸国の賛同を得て、やがてさらなる「保護する責任」という概念の誕生となるのである。

《ローマ規定の誕生：国家主権とは？》

ルワンダのジェノサイドへの対応を国際世論から強く批判された国際連合では、広範な国連システムの改革とともに、他国への内政介入を正当化するために法的なコミットメントを求める機運が高まった。そして、人道に対する罪、人権侵害、戦争犯罪、侵略に対する罪の責任を“個人”に問うために、国際刑事裁判所が設立（1998）され、ローマ規程が発行した。当条約は、統治者の無条件の自治と主権の制限を規定しており、これによって国際法に準拠して行為の帰責を個人に問う法的権力機関⁽³⁵⁾が誕生したのである。先述したように、グロティウスが主権の専一的な権利を否定する持論を展開してから、ローマ規程に到るまでかなりの時を要しているが、それはマキアベリの存在と深く関わっている。国家主権主義は、国家が国際関係で最も重要なアクターであるというマキアベリの国家モデルに発している。マキアベリは国際関係の実相はパワーポリティクスであり、他国への内政介入は強国の弱小国支配への階梯に過ぎないと論考していた。彼は、国際社会の権力政治を肯定した上で、国際社会の正義とは弱者と強者の共存であり、それが平和と秩序維持の要諦と考量したのである。そこで、国際社会の最高位に国家主権を付置し、不干渉の原則のもとに平和と秩序維持を図る国家主権主義が誕生するのだが、畢竟、それは領域内住民がどのように権利を享受するかは国家の自由裁量にあるという理解に通ずる。この思潮上にウェストファリア体制が確立されたが、留意すべきはそこに人道的視点が欠落していることである。人道的要素を持たぬ国家主権主義の境界を踏み出して司法権を拡大し、国家の権利より個人の権利を上位に附置すると明文化⁽³⁶⁾したローマ規程は、17C 以来、平和と秩序維持の叡智として国際社会が堅持してきた国家間正義（国家主権主義に基づくウェストファリア体制の基幹概念）から個人の正義（自国の政府に攻撃されている個人人の福利の問題＝人権）へと国際社会の正義に対する概念理解が変容したことを実証している。かかる変容の駆動力として、やはり、グローバリゼーションの影響を否認しない。グローバルな社会とは、アイデンティティ（人種、宗教、国籍など）に捉われず、人道性を共有する個人から成るコミュニティであり、そこでは、いかなる帰属共同体にも優先して

唯一の単位として個人が指定される故に、特定の帰属意識は取り払われ、国家間正義も二義的な概念に後退してしまうからである。ともあれ、当裁判所の設立は、国際連合システムの拠って立つ純粋なウェストファリア体制から国際社会が進化していく結節点となったのである。

また、ルワンダのジェノサイド計画を事前に察知しながら、拱手傍観せざるを得なかった国際社会は、「…法、人間の尊厳、自由の尊重を前提としない無条件の主権は・・・国内で抑圧を拡大していく」⁽³⁷⁾ 事実を重視し、「国家が、19C に、また、恐らく冷戦期にも負わなかった義務を理解し、公式に認める・・・」⁽³⁸⁾ ことになった。国民の安全を射程に入れていない伝統的な国家主権の原理を超えた「集団的安全」を概念化したのである。当概念の萌芽は、1970年代、マイケル・ウォルツァーが「主権の・・・侵害を賞賛も非難もしない」ながらも「(主権は) 個人の生命の価値やコミュニティの自由を守っている・・・それが主権そのものの表現である・・・」⁽³⁹⁾ と論じた『正戦論』にみることができる。そのロジックは、権利は他者に対する責務 (obligation) を生み出す⁽⁴⁰⁾ という議論の援護を得て、主権という権利を持つ国家の義務が議論されたのである。つまり、国家は、主権から派生する義務、即ち、国民に対する福利・安寧の提供という政治モラル上の義務を負う故に、その義務が不履行ならば、国際コミュニティが当該国家を代行して、国民の権利を保証すべきであるという理路である。つまるところ、国民の権利を蹂躪する国家の主権は棚上げされる⁽⁴¹⁾ という論考に凝集され、「集団的安全」は概念化されたのである。換言するならば、政治制度の価値は、個人のモラル的利益やモラルの拠り所の尊重に在り、因って、市民的、政治的、経済的公正の原則を保障しない政治体制に統治権利はない⁽⁴²⁾ ということである。政治制度に人道的要素を添加することで、主権と責任との補完的關係が認識し直され、国家主権の行使は、対外的脅威に対する盾ではあるが、国家が自国民の脅威となるならば、それは制限されるという国際コミュニティの合意が成就した。そして、「介入と国家主権に関する国際委員会」(2000) が設立され、「保護する責任」の原則が国際連合システムに導入された。これにより、人々が「内戦、内乱、抑圧、国家崩壊に起因する危害を被っていないながら、当該国家が意に反して、或いは能力不足のためにそれを阻止できないならば、不介入の原則が国際社会の保護する責任に道を譲る」⁽⁴³⁾ ことになったのである。ただし、調停、通商停止や外交的圧力が功を奏さなかった場合のみ、国際コミュニティは介入行動の権利と責任を有する⁽⁴⁴⁾ という条件が付されている。こうして国際連合体制が「保護する責任」の原則に市民権を与えたことは、国際社会の進化過程の画期的出来事であった。

《人道的介入とリアリズム》

国際的法規が確立されるまで、軍事力行使が正当化されていたのは正戦 (正義の戦争) においてであった。そして、正戦論争は専ら人道性の視点からなされてきた。人道的介入も、人道性の擁護を正義と看做して軍事力行使の論拠としており、両者の論究には通底す

るところがある。

ジョンソンは「・・・正戦とは、戦争という暴力の正当化、およびその規制について、広範な合意のもとに形成された西欧文化の伝統を象徴している」⁽⁴⁵⁾と述べている。確かに正戦論の系譜は古代ギリシアの書物に遡ることができる。正戦はさほど長きにわたって高い関心が持たれ、歴史とともに再定義が重ねられてきたのであるが、軍事力の行使と人道上の正義とを現実的に結びつけた正戦論の淵源は、ユダヤ教にあるかと思われる。ユダヤ教の經典では、戦争が“義務の戦争 (obligatory war)”と“非義務の戦争 (optional war)”に範疇化されている。前者は、ユダヤ人の宗教信仰上の脅威に抗する戦いで、ユダヤ人の権利、及び義務⁽⁴⁶⁾となる正義の戦争だと記されている。やがて、13Cにトマス・アキナスが自然法に基づく正戦論を展開し、17Cに入ると、フーゴ・グロティウスが、それまでの宗教性を払拭した世俗的な、国家に照準を合わせた論理を展開し、正戦論の群居する現在に至っている。かように幾星霜を経て尽きない正戦の論争は、アナーキーな国際社会で問題を処する次善の選択として軍事力行使を認めざるを得ない現実を物語っている。

ヘルムクは、正戦論において、人道的介入はその動機が人権擁護であることを与件として正当化される⁽⁴⁷⁾と論述しているが、彼の軍事力行使上の正義は、永い歴史に陶冶されてきた正戦論に通有するものである。つまり、人道性と人権とは表裏一体の概念で、正戦論は押なべて“人権”の要素をもっており、そこから正戦論の「正義」が定義されている。正戦（武力行使）は“人権護持の自衛”を論拠とする故に、公平無私の趣意を失調してはならないし、この文脈上にある人道的介入にもそれは要求されるものである。

正戦を正当化する「正義」の決定要因は“道義的に正しい意図”だと正戦論は定言的に論じている。“道義的に正しい意図”に因る介入は「人道性、同情、仲間意識という感情的な内生的志向や気運に導かれた行為で、その意味で利害関係を伴わない行為」⁽⁴⁸⁾である。人道支援活動において、この“道義的に正しい意図”に準じているのが赤十字国際委員会である。当委員会は、介入側に自己利益を目する動機があるならば、救済よりそれを優先させて介入地域の権力関係を複雑化させ、介入活動の本意を溶解させてしまう危惧を理由に、政治性のない人道性、公平性、中立性、普遍性の4原則を遵守する人道的介入を行っている。

しかし、1990年代に入ると、非政治性に準拠した人道的介入の理解は次第に退嬰的となっていく。前述したが、正義の対象が、国家から個人へ移行するに及んで、“不正義の意図”が正義の意図を凌駕しない限りにおいて、人道的介入は正義である⁽⁴⁹⁾という立論が可能になったのである。フェルナンド・テソンは、「・・・介入が人権剥奪に終止符を打つかどうかである。それが、“利害関係を伴わない”という必要条件を満たすに十分である。たとえ介入の背後に他の不純な理由があったとしても、・・・動機や行使手段が人道的結果を毀損していないことが明白ならば、それは人道的と理解される」⁽⁵⁰⁾と功利主義的アプローチから人道的介入の正義について論弁している。彼によれば、自己利益が動機に包蔵

されていたとしても、介入結果が国際社会の人道的利益に資するならば、それは道義的に正義なのである。また、ラムジイは、“道義的に正しい意図”の基準として本質的に善であること、波及的結果として邪悪な事態が惹起しないこと、善の結果が悪の結果を凌駕しないこと⁽⁵¹⁾を挙げている。つまり、人道的介入が何らかの副次的効果を派生させようとも、それは、必ずしも現実の介入目的の人道性を否定するものではないというのである。かかるロジックが時宜に適ったのか、冷戦終焉後の超大国の人道的介入は権益追求の動機を隠匿していた⁽⁵²⁾という論詰が生彩を欠いていくことになったのである。

人道的介入が純粋に人道主義に依拠すべき行動か否かは国際関係論において議論途上の課題である。カルドーの概念化した「新しい戦争」の特徴の一つは、アイデンティティに基づく権力闘争（アイデンティティ・ポリティクス）⁽⁵³⁾で、異質なアイデンティティ集団を虐殺や強制移住の手段で排除し、共同体のアイデンティティの純化を図る⁽⁵⁴⁾ことにある。人道性と博愛を至上の価値とする人道主義は、このような「新しい戦争」とどのような対抗軸を立てて対話すれば良いのだろうか。また、人道主義と対峙するリアリズムは、いかなる人道的危局を眼前にしようとも、介入の真義は純粋な人道主義ではあり得ないという論陣を畳まない。リアリズムは、他者を犠牲にして自らの実益の最大化を目論むものとして国際政治のアクターを特徴化している。そのような国際政治環境では、国家権力の最大化が国民の安全と福利の要件となるわけで、その国是に反する軍事活動、つまり、国益と無縁な国家資源の消費にすぎない純粋な人道的介入は正当化され得ないのである。しかしながら、現在の国際場裏では、政策決定者が、国際世論の介入を求める要請に抗しきれぬ政治局面も少なからずある。介入の正当性を国内世論に得心させて介入に参画したにせよ、リアリストは、「一般的なモラルの正当化によって動機づけられた介入、もしくは、国際秩序を守るという正当性を掲げた概念的な訴えに動機づけられた介入は、ルワンダ、ソマリアの事例のように失敗するか、微温的に終わる」⁽⁵⁵⁾と冷徹に評している。ソマリアの「希望回復作戦 Operation Restore Hope in Somalia 1993」において 18 名の米兵が 1 日で殺害されるや、世論が政府を糾弾したことを想起するならば、国益と介入の損失は常に対抗錘であることを肯定せざるを得ない。「自国の民」に対する「他国の民」という概念的な隔壁を排除できず、純化した人道主義に基づく介入の成功に不可欠な政治的意志は容易にリアリズムに道を譲るのである。人道的介入から政治性を排除し得ない故に、テソンやラムジイ等の、国際政治の実体と理想的善行との架橋を試みた議論の発現をみるわけだが、それは、リアリズムが国際社会の基調理念として否定し得ぬことの明示のように思われる。

リベラリズムにおける国家制度は、伝統的に相互利益の担保を条件とする社会契約を礎として形成されている故に、国家資源を国民以外の利益に費やすならば、それは“違反行為”と看做され得る。つまり、統治権力の正統性を問われかねないことになる。即ち、国益は政治の根幹に関する重要な要素であるが、その概念は、国家権力の増大や権威の正統性

を認知されて国際政治のアクターとなることなど広汎なもの⁽⁵⁶⁾である。政治とは「権力によって定義される利益の概念」⁽⁵⁷⁾という定見を持つリアリズムは、自国民の物質的な利益や安全にかかわる利益の総体と国益を定義している。即ち、人道的介入を専ら人道的視座から議論する限りにおいて、国益に人道的介入の入り込む余地はないのである。従って、国家は常に自己利益を追求する合理的アクターであり、国益を全く顧慮しない介入の概念は非現実的だ⁽⁵⁸⁾、とリアリズムは“利害関係を伴わない”介入を一蹴するのである。しかしながら、既述したように、国際社会が正義の理解を国家間正義から個人の正義へと変容させた現在、普遍的な人間の利益（人間の安寧や福利）を基調として論ずるならば、リアリズム的理解を敷衍して国益を定義することも可能ではないだろうか。リアリズムは国益と人道性とを乖離させて議論するが、先述したように、正戦論の論弁が一様に“人権”を論拠としていることを鑑みるならば、“普遍的な人間の利益の擁護”は欧米文化に脈々と継承されてきた深遠な理念に相違ない。つまり、それは、欧米の政治文化の命脈となっている価値と考定される。因って、その“普遍的な人間の利益＝人道性”の視点を論外に置くりアリズムが自らの国益の概念を進化させることは決して不可能ではなく思われる。リアリズムを生んだ欧米の政治文化の基層に人道的価値観が厳としてあるからである。人権というリベラルな西欧の価値観で国益を定義するならば、人権擁護という人道的介入が必ずしも国家の自己利益を毀損することにはならない。かかる視座から国益を概念化しているのがアメリカである。アメリカ外交は、リアリズム的国益と合衆国憲法の規定する道義的価値観の両側面を具有するとしばしば評される。アメリカは、類似の価値観を持つ国家は、政治的同盟国にもなりやすく、有利な通商貿易パートナーとなり得るので、長期的展望にたてばリアリズム的国益に資すると考量している。また、合衆国はグローバルな人道性とリベラルな人間の価値観を国際社会に拡大することを国益と評定している⁽⁵⁹⁾。人道性というレトリックを用いて、アメリカ国家の存在意義を国際社会に向けて誇示することは、政治的視点からみて大きな国益に相違ない。

《むすびにかえて》

国際政治舞台の双壁の一つであった共産主義イデオロギーが大きく退き、グローバリゼーションが加速化される過程で、国際連合や欧米諸国の指導者たちは、国際社会の平和と安定に向けて、「新世界秩序」を策定した。それは、国際社会がグローバルな単一体であることを基調とし、国際社会の正義が遍く行き届き、平和の脅威に対する共同の対決システムが確立した国際コミュニティの実現である。その一方途として人道的介入が国際場裏に登場した。

人道の概念は西欧文化に淵源があるが、5Cに聖アウグスティヌスは正戦論で、「正義の下での敵意」という問題提起をし、正義に則った意趣、道徳的に正しい意思、合法的な権威という3要素で、人道性に悖らぬ武力行使を定義している。正義に則った意趣は、平和

を回復、もしくは守ること(自衛)を、道徳的に正しい意思はそこに権力欲が微塵も存在しないことを意味している。⁽⁶⁰⁾彼の論旨は正戦論の源流となって、現在に到るまでそのコンテクストに流れ続けている。国際社会は、この、いわば“欧米社会公認”の人道上の正義を人道的介入の対応原理として用い、その正当化を試みたのである。しかし、この目論みに疑義を挿んだのが、国際法の羈束する国家主権の原則である。国家中心主義的性格の強い国際法の関心は、専ら国家権利の防御に向いており、個人の権利に関する人道の観点を有しないことが、人道的介入の素意を阻むことになったのである。ところが、グローバル化が政治の国際化をも進め、政府が人権規範を全く無視するような政治を行うならば、その施政下にいる個人の権利が国際社会の関心事となるような国際世論が形成されていた。そこで、たとえリアリズムの言説を肯定し、国家が国際場裏で不干渉の保障されるアクターであったとしても、「国家主権は排他的な無条件のものとは見做されない」⁽⁶¹⁾という理路が国際関係論に浮上してきたのである。かかる国際社会の趨勢に応じたブトロス・ガリは“平和へのアジェンダ(1992)”や“保護する責任(1992)”の概念を提示し、国際連合加盟国に対して人権擁護の義務化を求めるなど、国際法上の担保に向けたメッセージを発信した。こうして、欧米諸国の支配的な国際コミュニティは、「正義」の3要件を自足する政治環境を整える一方で、人道的介入を歴史的に国際社会の慣習として展開し、人道的介入に準市民権を与えたのである。しかしながら、冷厳に国際政治を見据えるリアリズムと人道主義との間ぎあいの中で、依然として人道的介入は国際法上の例外的黙許事項となっている。そこで、テソンのように、自由主義的価値の実現のために、内政不干渉の義務などの古い規範を放棄して、人道的介入を法的実践として積極的に承認すべきだ⁽⁶²⁾と主張する国際法学者も少なくない。しかし、国際法が人道的介入を合法化したとしても、それが国家の権域に留まり、そこで政治的決断がなされる以上、人道的介入における人道性は、常に国内政治の麾下におかれているのである。人道的介入は必然として政治性を伴うもので、この壁を超えることはないであろう。国家に介入決定の自由を残すこと、この裁量権がかりうじて国家主権独立の原則を支えていると思慮するならば、法典化された主権の原則と人道的介入の併存は、リアリズムを否定し得ぬ国際政治の英明さかもしれない。

人道的介入のもつ政治性は、人道的介入は覇権国家の国益増進の策動であるという被介入国の疑念を生起させている。旧植民地国家が、人道的介入の容認により、他の介入が誘発される可能性も否めないという不信を抱くのも理解に難くない。現在の人道的介入体制は、欧米諸国が、人道的危機に終止符を打つことを旗幟鮮明にするならば、当該国の諾否にかかわらず、あらゆる手段の行使が可能⁽⁶³⁾だからである。冷戦後の介入には欧米のリベラリズムに沿った体制変換や国家建設を意図したものが多数みられるのは事実である。アフガニスタンやイラクの紛争後の対処では介入国に極めて友好的な暫定地方政府が樹立された。また、コソボや東チモールへの介入では、国際的な行政局が設置され、国際社会

が執行の任を負託され⁽⁶⁴⁾、加えて、欧米諸国は新体制の安定化のために、政治エリート
の育成、行政人事部局や安全管理者の養成などの支援をも推進したのである。この引例か
らだけでも、欧米諸国による新植民地主義の策動を看取して反情を露にしている旧植民地
国家が少なくないことは窺知されよう。旧植民地国家は、国際連合が「国民を守る責任」
を掲げ、ソフト・ローを可決して国家主権の原則を希釈したのは、植民地主義の歴史的遺
産と人道性を偽善的に組み合わせ、先進諸国の新植民地主義拡大の経絡をつくろうとする
奸計に過ぎないという主張をくりひろげている。現行の国際連合システムでは、国際社会
の平和と安全の回復措置は安全保障理事会の専権下であり、安全保障理事会が軍事的措置
を含む強制措置を発動する権限を付与⁽⁶⁵⁾されている。この権限は、国際社会の平和と安
全を乱す行為（平和に対する脅威、平和の破壊、および侵略）⁽⁶⁶⁾を対象としており、“非人
道的状況”を“国際社会の平和と安全を乱す行為”と認定するか否かは、条文の法的解釈
ではなく、安全保障理事会の政治的判断に依るのである。安全保障理事会メンバー国の判
断に各国の政情が勘案されて影響を与えないかについては、懐疑的にならざるを得ない。
「人道的介入がその名において気高く、しかし、その動機において・・・（それは）皮相的で
ある」⁽⁶⁷⁾ことは、ブッシュ・ドクトリンにも読み取ることが出来る。東欧圏崩壊後は、国
際社会の共有する人道性に依拠する介入の権利が、国際政治の領袖たるアメリカに附与さ
れたこと、さらには、内在的な脅威が無くとも単独の予防的介入が許認されるというアメ
リカの定言がそこから理解されるし、また、アメリカは9/11テロ事件以降の介入でそれ
を実証している。

正義の武力行使の議論は、“意図”の視座から展開され、“動機 motive”を視野外にお
いている。日常では互換性を有す言葉として用いられる二語であるが、その概念には相違
がある。ナーディンは、“意図”とは「もたらしたい状態」であり、“動機”とは「アクター
に行動をおこさせる欲望や情熱のような心の要素」⁽⁶⁸⁾と説明している。つまり、国益とい
う動機を包蔵しているにせよ、人道的介入の意図は“正義”なのである。しかしながら、
国家間に国力の不均等が存在し、人道的介入が被介入国の主権や自治に多大な影響を与
えることは判然としており、そこに照準するならば、人道的介入は、強国が弱小国の内政に
干渉する可能性の伏在を否認しない戦略である。たとえ人道性を前提（“正義”の意図）し
て国政の再編成を支援したとしても、搾取に対する角質化した不信感を持つ当該国からみ
るならば、介入国の国益を利する目的で、国家構造の合法的変更が行われるという危惧を
払拭し得ないのである。

人道的介入が説得性を有するのは明白であるが、国際法が法的権利として人道的介入を
容認することへの躊躇もこの政治性を排し切れない人道的介入の特性にあらう。国際法で
人道的介入の権利を規定することは、逆説的に強大な国家の意思を弱小国に強制する－“非
人道的介入”を容認する道筋をつけることになりかねないからである。

「脅威、挑戦および変革のための国際連合」は、ルワンダのジェノサイド、ソマリア、

コソボ、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、ダルフルの人道に対する罪は、国際連合憲章第 2 条 7 項の規程が、柔軟な人道的介入の阻害要因となったからだ、と明言している。かかる指摘に対して、「国際コミュニティは、国際連合を介して、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から人々を守るために、国際連合憲章 6 章、8 章に準じて適切な外交的、人道的、平和的な手段を用いる責任がある」⁽⁶⁹⁾と決議し、更に、安全保障理事会でこの決議を再度確認している⁽⁷⁰⁾。国際社会が保護する責任を自負するならば、かかる志操の担保が必要かもしれない。それが、人道的介入の議論が“意図”と“動機”の両視軸から展開される布石となるならば、弱小国の「疑念」を氷解させる糸口になるに相違ない。

緒方貞子氏は「人道的行動は人間に焦点を当て、権利を基盤とする行動である。政治行動は国家に焦点を当て国益に導かれ、主権を尊重する・・・」⁽⁷¹⁾と、その舌鋒を政治に翻弄される人道的支援活動へ向けているが、国際関係のアリーナで純化された人道主義は、政治的自立性を本髄とするリアリズムに親和的な国際政治とは距離を置くイデオロギーである。つまり、理念型洞察からすれば、リアリズムが人道主義を包摂することは至難であろう。しかし、モラル原理を認識するのに、理性が部分的に必要だ⁽⁷²⁾というルソーの観念的言説や国際政治学者ダニエル・ワーナーの、リアリズムも人道主義も政治と人道の領域を分断し、前者は人道の領域を、後者は、政治の領域を考察対象から排除しているが、人道支援機関が紛争被災者を根本的に救済するためには、人道と政治の区別を再考する必要がある⁽⁷³⁾という論考は慎慮に値しよう。国際社会の平和への先鞭をつけることを試図した人道的介入の着想を浅薄皮相な議論に埋没させないために、リアリズムを基幹とする国際政治パラダイムが人道性の視点を組み入れることの可能性を積極的に模索すべきではないだろうか。それは、現行の国際秩序が公正であるか、政治倫理と照応して正統性があるか、或いは、それを維持する価値があるか、という発問への真摯な取り組みを必要とする。一方で、それは、国家中心主義的性向の国際法が倫理性の権威を否定、もしくは制限する定見からの脱却を啓発する議論への導出を促すものでもある。私たちは慧眼を以ってそれらと対峙すべきであろう。

[注]

- (1) Ryter, M.A. (2003: 5) *Motives for Humanitarian Intervention and the International Community*, Helsinki: National Defense College/ Maanpuolustuskorkeakoulu
- (2) Walzer, M. 'The Argument About Humanitarian Intervention' , *Dissent*, 49:1, 2002
- (3) Waltzer, M. (1977: 107) *Just and Unjust Wars*, Basic Books, New York
- (4) Charters of the United Nations, article 2, clause 7
- (5) Charters of the United Nations, article 2, clause 4
- (6) Giddens, A. (1990: 21) *The Consequence of Modernity*, Stanford University Press, Cambridge
- (7) Rosenau, J. *States, sovereignty, and diplomacy*, the ISA conference 'virtual diplomacy: a revolution in diplomatic affairs' United States Institute of Peace, Washington DCにて1999年2月提出された論文
- (8) Ayob, M. (2002: 82) 'Humanitarian Intervention and State Sovereignty' , *Human Rights*, Routledge Publisher, London
- (9) Bose M, & Perotti R. (2002: 263) *From Cold War to New World Order: The Foreign Policy of George H. W. Bush*, Greenwood Publishing Group, Westport CT
- (10) UN Security Council Resolution 1199 (1998)
- (11) Security Council Meeting S/PV 3988
- (12) Kaldor, M. (1999: 93) *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford University Press, Cambridge
- (13) Weiss, T. (2007: 63) *Humanitarian Intervention: ideas in action*, Polity Press, Malden, MA
- (14) Rousseau, Jean-Jacques (1799: 235) *Emile*, New York: Basic Books IV
- (15) Knudsen T.B. (2009: 5) *The History of Humanitarian Intervention-the Rule or the Exception?* ニュー・ヨークで開催されたISAの第50回定例会議 'Exploring the Past, Anticipating the Future' に提出された論文
- (16) Chesterman, S. (2003: 15) *Just War or Just Peace? Humanitarian Intervention and International Law*, Oxford University Press, Oxford
- (17) Stowell, E.C. (1921: 515-516) *Intervention in International Law*, John Byrne & Co. Washington DC
- (18) Lawrence, T. J. (1925: 127-128) *The Principle of International Law*, (ed.) Percy H. Winfield, Macmillan, London
- (19) Finnemore, M. (2003: 9) *The Purpose of Intervention*, Cornell University Press Ithaca, NY
- (20) Charters of the United Nations, article 2, clause 7
- (21) Charters of the United Nations, article 51
- (22) Charters of the United Nations, article 1, clause 3
- (23) Charters of the United Nations, article 33/36/37
- (24) Smith, M. J. , (1998: 63-79) 'Humanitarian Intervention: an Overview of the Ethical Issues' , *Ethics and International Affairs* vol. 12 no. 1
- (25) Wheeler N. and Bellamy A. (2008:525) 'Humanitarian Intervention in World Politics' (eds.) Baylis J. and Smith S. *The Globalization of World Politics: an Introduction to International Relations*, Oxford University Press, Oxford
- (26) 武力行使の違法化の規程 Charters of the United Nations, article 2, clause 4
- (27) <http://millercenter.org/scripps/archive/speeches/detail/3425> September 11 1990

- (28) UN Security Council Resolution 688 (1991)
- (29) 国際連合では、その指揮下に行われる“人道的介入”と“平和維持活動”とを同義に理解している。しかしながら、両者は異なる事象である。“平和維持活動”は平和協定が締結され、紛争が公式に解決した後の活動で、軍隊を強圧の道具としてではなく、紛争後の行政支援とその監視手段として用いる点で“介入形態”とは区別されるのが一般的である。
- (30) Ottaway M, Lacina B. (2003: 76) 'International Intervention and Imperialism: lessons from the 1990s' *SAIS Review* vol. XXIII no. 2, John Hopkins University Press, Washington DC
- (31) 安全保障理事会への提出書 (1992)
- (32) 国際連合史上最初の「平和強制」の概念は、国際連合が停戦合意を強制する可能性として、認識されていた。
- (33) 安全保障理事会への提出書 (1992: 4)
- (34) 安全保障理事会への提出書 (1992: 8)
- (35) United Nations General Assembly 1998
- (36) United Nations Secretariat (2004: 48) *Secretariat general's high-level panel on threats, challenges and change: A more secure world: our shared responsibility*, United Nations department of public information, New York
- (37) Hieronymi, O (1996: 236-239) 'The Evasion of State Responsibility and the Lessons from Rwanda: the need for a new concept of collective security' , *Refugee Studies*, vol 9(3) Oxford University Press, Oxford
- (38) Finnemore, Martha (2003: 80) *The Purpose of Intervention: Changing Beliefs About the Use of Force*, Cornell Studies in Security Affairs, Ithaca: Cornell University Press
- (39) Waltzew, M. (1977: 108) *Just and Unjust Wars*, Basic Books, New York
- (40) Pogge, Thomas (1994: 89) 'Cosmopolitanism and Sovereignty' in Chris Brown (ed.) *Political Restructuring in Europe: Ethical Perspectives*, London: Routledge
- (41) Evans G. Sahnoun M. (2002: 102) 'The Responsibility to Protect' *Foreign Affairs* Vol. 81 NO. 6 Council on Foreign Relations, New York
- (42) Barry, Brian (1999: 35-40) 'Statism and Nationalism: A Cosmopolitan Critique' in Ian Shapiro and Lea Brilmayer (eds.) *NOMOS Vol. XLI: Global Justice*, New York University Press
- (43) International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001: IX) 'The Responsibility to Protect' *The Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, International Development Research Center, Ottawa
- (44) International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001: 17) 'The Responsibility to Protect' *The Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, International Development Research Center, Ottawa
- (45) Johnson, J. T. (1984: 11) *Can Modern War be Just?*, Yale University Press, New Haven, CT
- (46) Solomon, N. (2005: 298) 'Judaism and the Ethics of War' , *International Review of the Red Cross*, vol. 87, no. 858, Cambridge University Press, Cambridge UK
- (47) Helmke, B (2004: 13) *Humanitarian Intervention: exemplifying the changing ground rules for the international use of force*, AU: Australian National University College of Asia and the Pacific
- (48) Parekh, B. (1997: 55-74) 'Rethinking Humanitarian Intervention' *International Political Science Review*, vol. 18, no. 1, Sage Publications, London

- (49) Parekh, B. (1997: 55-74) 'Rethinking Humanitarian Intervention' *International Political Science Review*, vol. 18, no. 1, Sage Publications, London
- (50) Teson, F. R. (1988: 106-107) *Humanitarian Intervention: an inquiry into law and morality*, Transnational Publishers, Dobbs Ferry, N. Y.
- (51) Ramsey, P. (1986: 49) *War and the Christian Conscience: How shall modern war be conducted justly?* Duke University Press, Durham, NC
- (52) アフガニスタン、イラクへの介入に関する Ottaway M. and Lancina B. (2003: 74) 'International Interventions and Imperialism: lessons from the 1990s' *School of Advanced International Studies Review*, vol. XXXIII, no. 2, John Hopkins University Press, Washington D. C. ; Wimelius, A. E. (2009: 16) *Humanitarian Interventions as neo-colonialism? Perspectives from the Muslim World*, サン = ジェゴで開催された International Studies Association 2009 年度年次大会での報告書; グルフルへの介入に関する Ballamy, A. J. (2009: 113) 'Responsibility to Protect or Trojan Horse? The Crisis in Dalfur and Humanitarian Intervention after Iraq' (eds.) Rosenthal J. H. and Barry C. *Ethics and International Affairs*, Georgetown University Press, Washington D. C. 等多数にみられる
- (53) Kaldor, M. , (1999: 76-86) *The New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Cambridge: Polity Press
- (54) Kaldor, M, (1999: 7-8) *The New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Cambridge: Polity Press
- (55) Wesley, M. (2005: 58) 'Toward a Realist Ethics of Intervention' *Ethics International Affairs* vol. 19 no. 2, Carnegie Council, New York
- (56) Acharya, A. (2003: 2) 'The War in Iraq: morality or the national interest?' *The Institute of Defense and Strategic Studies Commentaries*, Singapore
- (57) Morgenthau, Hans J. , (2006: 5 & 10) *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, New York: McGraw Hill
- (58) Pogge, T. (2006: 166) 'Moralizing Humanitarian Intervention: why juring fails and how law can work' (eds.) Nardin, T. and Williams V. , *Humanitarian Intervention*, New York University Press, New York
- (59) William, M. C. (2005: 318) 'What is the National Interest? The Neoconservative Challenge IR theory' *European Journal of International Relations*, vol. 11, Sage Publications, London
- (60) Bjorna, C. (2009: 48) *Legitimising the Use of Force in International Politics: Kosovo, Iraq and the Ethics of Intervention*, Routledge, London
- (61) Donnelly, J. (1995: 121) 'State Sovereignty and International Intervention: the case of human rights' , (eds.) Lyons G. M. and Mastanduno M. *Beyond Westphalia? State Sovereignty and International Intervention*, Johns Hopkins University Press, Baltimore
- (62) Teson, Fernando R. (2005: 143-146, 388-389) *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, Ardsley: Transnational Publishers
- (63) Ottaway M. and Lancina B. (2003: 76) 'International Interventions and Imperialism: lessons from the 1990s' *School of Advanced International Studies Review*, vol. XXXIII, no. 2, John Hopkins University Press, Washington D. C.
- (64) Ottaway M. and Lancina B. (2003: 83) 'International Interventions and Imperialism: lessons from the 1990s' *School of Advanced International Studies Review*, vol. XXXIII, no. 2, John Hopkins

- University Press, Washington D.C.
- (65) Charters of the United Nations, article clause 41/42
 - (66) Charters of the United Nations, article 39
 - (67) Nafie, I. (2000: 1) 'An Egyptian Agenda' *Al-Ahram Weekly*, no. 498, Cairo
 - (68) Nardin, T. (2006: 10) *Humanitarian Intervention*, (eds.) Nardin Terry and Williams Vanessa, New York University Press, New York
 - (69) United Nations documents and publications (A/60/L. I.) 2005, p31
 - (70) UN Security Council, Resolution 1674 (2006)
 - (71) Ogata, S. (1998) 国際赤十字社第 2 回ヴォルフスベルグ人道主義フォーラムの報告書
 - (72) Lousseau, Jean-Jacques (1979: 235) *Emile*, New York: Basic Books IV
 - (73) Warner, Daniel (1999: 109-118) "The Politics of the Political/Humanitarian Divide" *International Review of Red Cross*, Vol. 817